

サンケア入江 運営規程

地域密着型通所介護・介護予防型通所サービス

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 Flower が開設するサンケア入江デイサービス(以下「事業所」という。)が行う地域密着型通所介護・介護予防型通所サービス(以下「事業」という。)は、居宅において要介護（要支援）状態等にある高齢者等に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護（要支援）者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施にあたっては、関係市町、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の地域密着型サービス事業者等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

(1)名称 サンケア入江

(2)所在地 石川県金沢市入江3丁目153番地2

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

《地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防型通所サービス》

(1)管理者 1名（兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理および、業務の管理を一元的に行う。

(2)生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため、利用者、家族に対し適切な相談・援助をおこなう。また関係機関との連絡調整を行う。

(3)看護職員 1名以上

看護職員は、利用者のバイタルチェック等の健康管理を行う。

(4)介護職員 2名以上

介護職員は、利用者の介助及び援助を行う。

(5)機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の衰退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(地域密着型通所介護・介護予防型通所サービス営業日及び営業時間)

第5条 地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防型通所サービス

営業日 : 月曜日から土曜日。祝日も営業とする。(1月1日、2日は休業)

営業時間: 午前8時30分から午後5時30分までとする。

但し、利用者が希望の場合は延長する。

サービス提供時間: 午前9時15分から午後4時30分までとする。

(地域密着型通所介護・介護予防型通所サービスの利用定員)

第6条 指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防型通所サービスの利用定員は、14人とする。

(地域密着型通所介護計画等の作成)

第7条 指定地域密着型通所介護・介護予防型通所サービスを提供する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を把握し、個別に地域密着型通所介護・介護予防型通所サービス計画を作成するものとする。また、すでに、居宅サービス計画、もしくは介護予防サービス・支援計画が作成されている場合はその内容に沿った地域密着型通所介護・介護予防型通所サービス計画を作成するものとする。

2 地域密着型通所介護・介護予防型通所サービス計画の作成、変更の際には、利用者または家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得た上で交付するものとする。

3 利用者に対し、地域密着型通所介護・介護予防型通所サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(指定地域密着型通所介護・介護予防型通所サービスの内容)

第8条 指定地域密着型通所介護・介護予防型通所サービスの内容は、次のとおりとする。

1. 生活指導（相談援助等）
2. 機能訓練（日常動作訓練）
3. 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等のサービス）
4. 介護方法の指導（家族介護教室など）
5. 健康状態の確認
6. 送迎

- 7. 食事サービス
- 8. 入浴サービス
- 9. その他

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準の額とする。介護予防型通所サービスにあつては金沢市長が定める基準の額とする。当該指定地域密着型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 その他の費用として、次に掲げる費用の額を徴収する。

① 食費 670 円

② おむつ代及び教養娯楽費等 実費

3 前 2 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 利用当日のキャンセルについては、食費（670 円）のみキャンセル料として、徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 事業所の通常の事業の実施地域は、次の地域とする。

① 地域密着型通所介護

金沢市

② 介護予防型通所サービス

金沢市

(サービス利用にあたっての留意点)

第11条 利用者は、サービス利用にあたって、次の事項に留意するものとする。

① 利用者は食堂兼機能訓練室を利用する場合は訓練器具等につまずいたり、器具を踏んで転倒しないように気をつける。

② 入浴時には床が濡れて滑りやすくなっているので転倒防止のために必ず手すりを利用する。

(緊急時・事故発生時における対応法)

第12条 従業者は、地域密着型通所介護・介護予防型通所サービスを実施中に、利用者の病状の急変、その他の緊急事態または事故が生じたときは、速やかに主治医、市町、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所内に虐待防止検討委員会を設置し、2ヶ月に1回以上委員会を定期的に開催することとし、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を講じる。また、委員会の責任者は当該事業の管理者とする。
 - (2) 管理者は、虐待防止の為の指針を整備し、その内容について半年に1回以上事業所内研修を開催し、全従業員に周知徹底を図るものとする。
 - (3) 虐待等について従業者が相談できる窓口を設置し、その担当者を当該事業の生活相談員とする。
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置を講じる。
- 2 事業所は指定地域密着型通所介護又は指定介護予防通所サービスの提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町に通報するものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、消防計画等の防災計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

また、火気、消防等の責任者は管理者が行うものとする。

(サービス提供記録の記載)

第15条 指定地域密着型通所介護・介護予防型通所サービスを提供した際には、その提供日及び内容、当該指定地域密着型通所介護・介護予防型通所サービスについて、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載するものとする。

(苦情処理)

第16条 提供した指定地域密着型通所介護・介護予防型通所サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。

(衛生管理)

第17条 事業所では、指定地域密着型通所介護・介護予防型通所サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努めるものとする。

(記録の整備)

第18条 指定地域密着型通所介護・介護予防型通所サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計

に関する諸記録を整備する。

- 2 指定地域密着型通所介護・介護予防型通所サービス事業者は、利用者に対する地域密着型通所介護・介護予防型通所サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- イ 地域密着型通所介護・介護予防型通所サービス計画
- ロ 具体的なサービスの内容などの記録
- ハ 市町への通知に係る記録
- ニ 苦情の内容等の記録
- ホ 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(地域との連携等)

第19条 事業所は、事業の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、従業員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1. 採用時研修 採用後1ヶ月以内
2. 継続研修 年12回
3. その他の研修については管理者が必要と認めたとき随時行う。
4. 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。
5. この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人 Flower とサンケア入江デイサービス管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は令和7年4月1日から施行する。